

福島県オリジナル登録品種ごとの取扱い

(令和3年11月11日現在)

作物名	品目名	品種名 (出願名)	登録番号 (受理番号)	登録日 (出願日)	育成者権 の満了日	種苗の 譲渡先 ^{※1}	改正種苗法に基づく				
							海外 持出し	栽培地域 の指定 ^{※2}	自家増殖		
									可否	許諾手続き	備考
作物	水稲	夢の香	10967	H15.2.20	R5.2.20	福島県内	不可	—	不可	—	種子更新を基本とする。 ただし、特別な理由等 ^{※3} で自家増殖が 必要な県内生産者に限り、許諾手続き不 要かつ無償で自家増殖を許諾する。
		あぶくまもち	21176	H23.10.5	R18.10.5	福島県内	不可	—	不可	—	
		天のつぶ	21853	H24.7.26	R19.7.26	福島県内	不可	—	不可	—	
		里山のつぶ	26275	H29.11.16	R24.11.16	福島県内	不可	—	不可	—	
		(福乃香)	(34290)	(R1.11.7)	—	福島県内	不可	—	不可	—	
		(福笑い)	(34479)	(R2.1.30)	—	福島県内	不可	—	不可	—	
	そば	会津のかおり	17856	H21.3.16	R16.3.16	福島県内	不可	—	可	不要	ただし、品種特性維持のため、自家増殖 は種子購入から3作目までとする。
野菜	アスパラガス	ハルキタル	15400	H19.3.23	R14.3.23	全国	不可	—	不可	—	F1品種の自家増殖は、品種本来の形質が 発現しないため禁止する。
		はるむらさきエフ	18205	H21.6.25	R16.6.25	全国	不可	—	不可	—	
		ふくきたる	28529	R3.6.4	R28.6.4	福島県内	不可	—	不可	—	
	イチゴ	ふくはる香	13640	H18.2.27	R13.2.27	全国	不可	—	可	不要	
		ふくあや香	13641	H18.2.27	R13.2.27	福島県内	不可	—	可	不要	
果樹	モモ	はつおとめ	11470	H15.11.18	R10.11.18	全国	不可	—	可	不要	
		ふくおとめ	11471	H15.11.18	R10.11.18	全国	不可	—	可	不要	
		ふくあかね	14424	H18.8.22	R18.8.22	福島県内	不可	—	可	不要	
		はつひめ	17559	H21.2.26	R21.2.26	福島県内	不可	—	可	不要	
		ふくあかり	24979	H28.3.22	R28.3.22	福島県内	不可	—	可	不要	
	ナシ	涼豊	14315	H18.7.13	R18.7.13	福島県内	不可	—	可	不要	
	リンゴ	緋のあづま	14318	H18.7.13	R18.7.13	福島県内	不可	—	可	不要	
		リンゴ出願中間母本95P6	21629	H24.3.9	R24.3.9	福島県内	不可	—	可	不要	
		会津のほっぺ	25259	H28.6.13	R28.6.13	福島県内	不可	—	可	不要	
		べにこはく	26853	H30.6.19	R30.6.19	福島県内	不可	—	可	不要	
	ブドウ	あづましずく	11590	H16.1.13	R11.1.13	全国	不可	—	可	不要	
ふくしずく		17102	H20.10.16	R20.10.16	全国	不可	—	可	不要		
花き	リンドウ	ふくしまかれん	11032	H15.2.20	R5.2.20	全国	不可	—	不可	—	F1品種の自家増殖は、品種本来の形質が 発現しないため禁止する。
		ふくしまさやか	12341	H16.11.8	R6.11.8	全国	不可	—	不可	—	
		ふくしまみやび	12342	H16.11.8	R6.11.8	全国	不可	—	不可	—	
		ふくしましおん	17765	H21.3.6	R16.3.6	全国	不可	—	不可	—	
		ふくしまほのか	20069	H22.12.7	R17.12.7	全国	不可	—	不可	—	
		ふくしま凜夏	24098	H27.3.20	R22.3.20	福島県内	不可	—	不可	—	
		(天の川)	(35283)	(R3.3.12)	—	福島県内	不可	—	不可	—	
	カラー	(はにかみ)	(35284)	(R3.3.12)	—	福島県内	不可	—	可	不要	
		(ミルキームーン)	(35285)	(R3.3.12)	—	福島県内	不可	—	可	不要	
		(キビタンイエロー)	(35286)	(R3.3.12)	—	福島県内	不可	—	可	不要	
特用作物	オタネニンジン	かいしゅうさん	9651	H14.1.16	R4.1.16	福島県内	不可	—	— (対象外)	R4.1.16に育成者権の期間満了。	
きのこ	なめこ	福島N1号	11579	H15.11.18	R5.11.18	福島県内	不可	—	不可	—	ただし、県内の生産組織等に限り、許諾 手続きを行った上で ^{※4} 、無償で自家増 殖を許諾する。
		福島N2号	12405	H16.11.8	R6.11.8	福島県内	不可	—	不可	—	
		福島N3号	18888	H22.2.10	R17.2.10	福島県内	不可	—	不可	—	
		福島N4号	18889	H22.2.10	R17.2.10	福島県内	不可	—	不可	—	
		(福島N5号)	(30944)	(H28.3.22)	—	福島県内	不可	—	不可	—	
		(福島N6号)	(30945)	(H28.3.22)	—	福島県内	不可	—	不可	—	
	ほんしめじ	(福島H106号)	(30943)	(H28.3.22)	—	福島県内	不可	—	不可	—	

※1 種苗販売事業者等との利用許諾契約による譲渡先・栽培地の制限（県が当該品種の生産振興を図る地域）。

※2 令和3年4月1日以降に品種登録出願した品種について、国内で栽培できる地域を指定することが可能。

※3 特別な理由等の詳細についての問合せ先：農林水産部水田畑作課（Tel 024-521-7360）

※4 種菌増殖に必要な設備が整っており、かつ県オリジナル品種による産地形成につながる取組みと判断できる場合に限り、自家増殖（自家培養）に係る許諾契約を締結する。□
許諾に関する問合せ先：農林水産部林業振興課（Tel 024-521-7432）。